

平成 31 年（2019 年）3 月 7 日  
区 民 委 員 会 資 料  
区民サービス管理部介護保険担当

（第 1 8 号議案）

## 中野区介護保険条例の一部を改正する条例について

### 1 改正理由

- （1）介護保険法に基づき、本年 10 月の消費税率 10% への引き上げに合わせて低所得者の保険料の軽減強化を行うため、保険料段階区分のうち、第 1 段階から第 3 段階における料率及び保険料額を軽減する必要がある。
- （2）介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下、「政令」）の改正に伴い、引用している条文を改める必要がある。

### 2 改正内容

- （1）平成 31 年度における介護保険料の保険料額等を次のように改める。
  - ①第 1 段階の第 1 号被保険者の保険料率は「100 分の 45」を超えない範囲内において中野区介護保険条例施行規則（以下、「規則」）で定める率とし、同段階の保険料額は 30,900 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
  - ②第 2 段階の第 1 号被保険者の保険料率は「100 分の 60」を超えない範囲内において規則で定める率とし、同段階の保険料額は 41,200 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
  - ③第 3 段階の第 1 号被保険者の保険料率は「100 分の 70」を超えない範囲内において規則で定める率とし、同段階の保険料額は 48,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- （2）第 18 条第 1 項中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

### 3 資料

条例新旧対照表 別紙

4 実施時期

平成31年4月1日から施行する。

5 その他

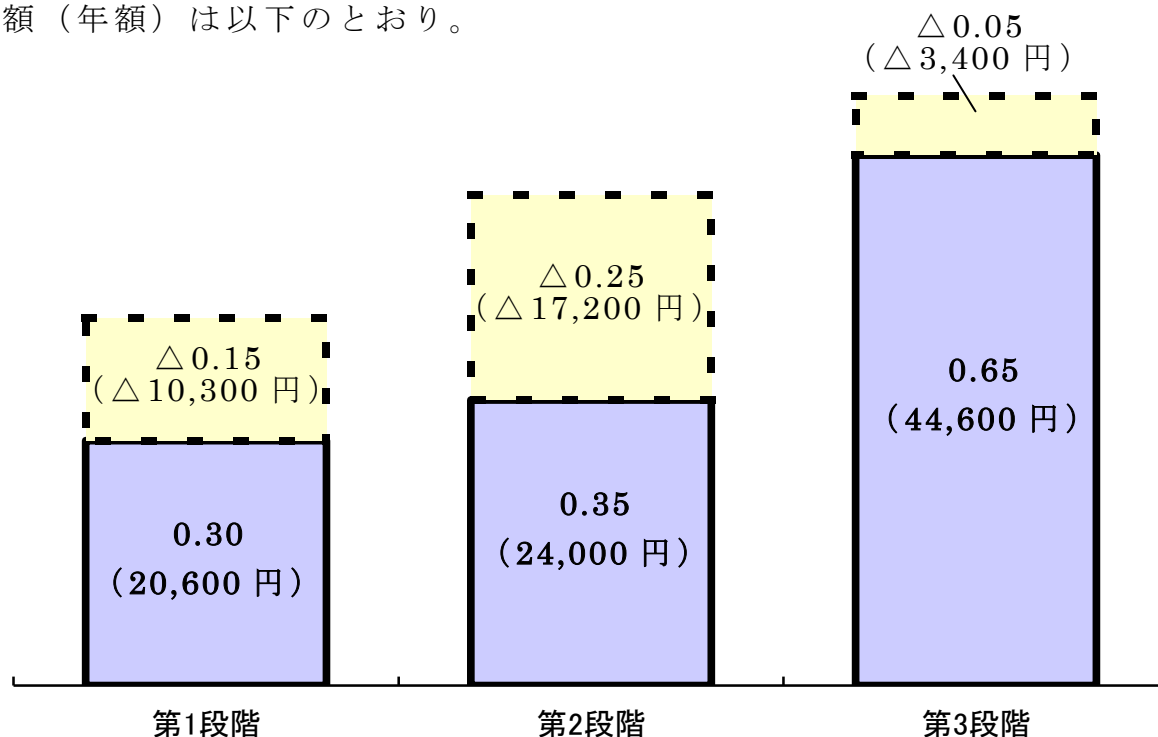
上記2(1)について、規則で定める軽減率及び保険料額は政令に定める率を踏まえ定める。ただし、平成31年度政府予算が調整中のため、政令の改正は平成30年度末になることが見込まれ、現時点で、国が示している低所得者の保険料軽減強化の内容は以下のとおりである。

	第1段階	第2段階	第3段階
完全実施時 (2020年度以降)	△0.15	△0.25	△0.05
平成31年度(※)	△0.075	△0.125	△0.025

※平成31年度における、消費税率の引き上げの影響は2020年度完全実施時(満年度)の半分であるため、軽減幅も半分となる。

【参考】

規則で定める軽減強化の内容を政令で定めるとおり完全実施した場合、第1～3段階の軽減(完全実施)後の保険料率及び保険料額(年額)は以下のとおり。



## 中野区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、平成31年度における、別表1の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の45を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は30,900円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表2の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の60を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は41,200円を超えない範囲内において規則で定める額とし、同表3の項に掲げる第1号被保険者の保険料率は100分の70を超えない範囲内において規則で定める率とし、同項に掲げる第1号被保険者の保険料額は48,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>第16条・第17条 (略) (普通徴収の特例)</p> <p>第18条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による特別区民税(市町村民税を含む。以下「区民税等」という。)の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条・第17条 (略) (普通徴収の特例)</p> <p>第18条 保険料額の算定の基礎に用いる地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による特別区民税(市町村民税を含む。以下「区民税等」という。)の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号の合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1</p>

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料額として普通徴収する。

2 (略)

第19条～第25条 (略)

第7章の2～第9章 (略)

附 則 (略)

別表 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第3項の規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第1号被保険者について、その属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「全世帯員」という。）の前年度区民税等の課税非課税の別又は前年度の合計所得金額をもって算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額（区長が必要と認めるときは、当該額の範囲内において区長が定める額）を、それぞれの納期に係る保険料額として普通徴収する。

2 (略)

第19条～第25条 (略)

第7章の2～第9章 (略)

附 則 (略)

別表 (略)